

## 裁判官及び検察官の俸給に関する政令

- カンボジアの憲法
- カンボジアの首相の任命に関する王令 NS/RKT/0913/903 号 2013 年 9 月 24 日付
- カンボジアの首相の委員の修正及び補充に関する王令 NS/RKT/1213/1393 号 2013 年 12 月 21 日付
- 内閣の構成に関する法律を公布する王令 02/NS/94 号 1994 年 7 月 20 日付
- 裁判官及び検察官に関する法律を公布する王令 NS/RKM/0714/016 号 2014 年 7 月 16 日付
- 経済・財務省の設立に関する法律を公布する王令 NS/RKM/0196/18 号 1996 年 1 月 24 日付
- 法務省の設立に関する法律を公布する王令 NS/RKM/0196/04 号 1996 年 1 月 24 日付
- 総務省の設立に関する法律を公布する王令 NS/RKM/1213/016 号 2013 年 12 月 9 日付
- 公的予算制度に関する法律を公布する王令 NS/RKM/0508/016 号 2008 年 5 月 13 日付
- 裁判官及び検察官の地位に関する王令 NS/RKT/0515/398 号 2015 年 5 月 8 日付
- 司法大臣，経済・財務大臣，総務大臣の請願

を見て決定

### 第 1 章

#### 総則

#### 第 1 条

この政令は、公正な制度の効果の確保及びその成果を増やし、法律及び他の法令に従って、公平及び社会的な俸給システムの確保のために、裁判官及び検察官の俸給を定めて、備える趣旨である。

#### 第 2 条

この政令は、裁判官及び検察官の俸給を定める目的である。

#### 第 3 条

この政令は、裁判官及び検察官の地位に関する法律で定められた裁判官及び検察官に及ぶ。

## 第2章

### 裁判官及び検察官の俸給

#### 第4条

裁判官及び検察官の俸給とは、裁判官及び検察官の地位、家賃、生活、転勤、治療及び裁判官と検察官の普段の病気の俸給である。

裁判官及び検察官の俸給は、以下とおりに、月給を支払う。

№	地位	俸給 (リエル)
1	- 最高裁判所の長官 - 最高裁判所の検事総長	10000000 リエル (2500 ドル)
2	- 最高裁判所の副長官 - 最高裁判所の議員長 - 最高裁判所の検事副長 - 控訴裁判所の長官 - 控訴裁判所の検事長	4500000 リエル (1125 ドル)
3	- 最高裁判所の裁判官 - 最高裁判所の検事 - 控訴裁判所の副長官 - 控訴裁判所の議員長 - 控訴裁判所の検事副長	4000000 リエル (1000 ドル)
4	- 控訴裁判所の裁判官 - 始審裁判所の長官 - 控訴裁判所の検察官 - 始審裁判所の検事 - 司法省の検察官	3500000 リエル (875 ドル)
5	- 始審裁判所の副長官 - 始審裁判所の専門裁判所長 - 始審裁判所の副検事	3200000 リエル (800 ドル)
6	- 始審裁判所の裁判官	3000000 リエル (750 ドル)
7	- インターン裁判官 - インターン副検事	1500000 リエル (375 ドル)

## 第5条

裁判官及び検察官の俸給と月給は、銀行制で支払う。

二つ以上の地位がある裁判官及び検察官は、一つだけの俸給を選択する権利がある。

## 第6条

この政令に定めた裁判官及び検察官の俸給は、2016年4月1日から施行する。

裁判官及び検察官の俸給の修正については、政令で定めなければならない。

## 第3章

### 最終条項

## 第7条

裁判官の支給に関する政令 113ORKr. BK 号 2002年11月13日付は、2016年4月1日から廃止とみなす。

## 第8条

閣僚担当大臣、司法省大臣、経済財務省大臣、総務大臣、全ての省の大臣及び全ての機関の長は、指印した日から、この政令に従って、各自の職務を責任をもって行わなければならない。

プノンペン、2016年3月9日

首相 署名 Hun Sen